

第202500061713号
令和7年6月19日

各 指 定 病 院 長
各 指 定 老 人 ホ ー ム の 長
各 指 定 身 体 障 害 者 支 援 施 設 長
各 指 定 保 護 施 設 長
鳥 取 刑 務 所 長
米 子 拘 置 支 所 長
鳥 取 少 年 鑑 別 支 所 長

} 様

鳥取県選挙管理委員会委員長
(公 印 省 略)

第27回参議院議員通常選挙における不在者投票の実績報告及び不在者投票
特別経費交付金の請求手続について（通知）

近く執行予定の第27回参議院議員通常選挙における貴施設での不在者投票に要する経費については、選挙終了後に不在者投票の実績確認を行った上で県の選挙管理委員会から各不在者投票管理者に交付します。

ついては、貴施設における不在者投票の実績を別紙様式により7月30日（水）までに必ず到着するように報告してください。

交付金の請求については、別添の「交付金請求上の注意事項」に従って、不在者投票に係る実績報告書の提出後速やかに行ってください。

なお、この度の選挙における不在者投票に要する経費については、不在者投票をした選挙人の名簿登録地又は不在者投票に立ち会った者の住所地を問わず、現に不在者投票の管理をした施設が所在する都道府県を通じて交付されます。

したがって、不在者投票をした選挙人の実数及び立ち会った者には県外者を含め、当選挙管理委員会宛に請求してください。

また、不在者投票に立ち会った者に対する謝金等の経費に対して交付される金額は1日（8.5時間相当）につき12,400円を上限とすることなどの制限がありますので御注意ください。（詳しくは、「不在者投票の公正な実施の確保について（通知）」（令和7年6月19日付第202500066939号鳥取県選挙管理委員会委員長通知）を御参照ください。）

【提出先】

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220

鳥取県選挙管理委員会事務局 担当 百田

電 話：（0857）26-7170

ファクシミリ：（0857）26-8129

メール：senkan@pref.tottori.lg.jp